

第4回川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 次第（案）

日 時 令和6年(2024年)2月1日(木)

午前10時～

場 所 川島町役場2階 中会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 協議事項

協議第7号 ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想案について

協議第8号 新一部事務組合理約の項目について

4 そ の 他

5 閉 会

第4回川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 出席者名簿

(敬称略)

役職名	氏名
会長	飯 島 和 夫
委員	小 野 克 典

<協議会事務局>

役職名	氏名
ごみ処理施設整備推進室 室長	大 沢 貴 行
同主幹	岡 部 直 樹
同主査	北 原 崇 行
同主任	高 柳 直 也
同主任	鈴 木 翔 太

協議会資料

協議第7号

ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想案について

ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想案について、別紙のとおり協議する。

令和6年2月1日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯島和夫

川島町・桶川市 ごみ処理基本計画について

1. 計画策定の趣旨

これまで、川島町では令和3年2月に「一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、桶川市では平成31年1月に「桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、各市町でごみの適正な処理を推進してきましたが、各市町におけるごみ処理施設の老朽化への対策や、中長期的により効率的・安定的なごみ処理を目指し、令和5年4月に川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置し、ごみ処理の広域化に向けた協議を進めています。

ごみ処理基本計画は、各市町におけるごみの排出量の見込みなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する事項を定め、川島町、桶川市における新たなごみ処理施設の整備に向けた基本的な考え方や方針を示す「新ごみ処理施設整備基本構想」の基礎資料とするため、策定するものです。

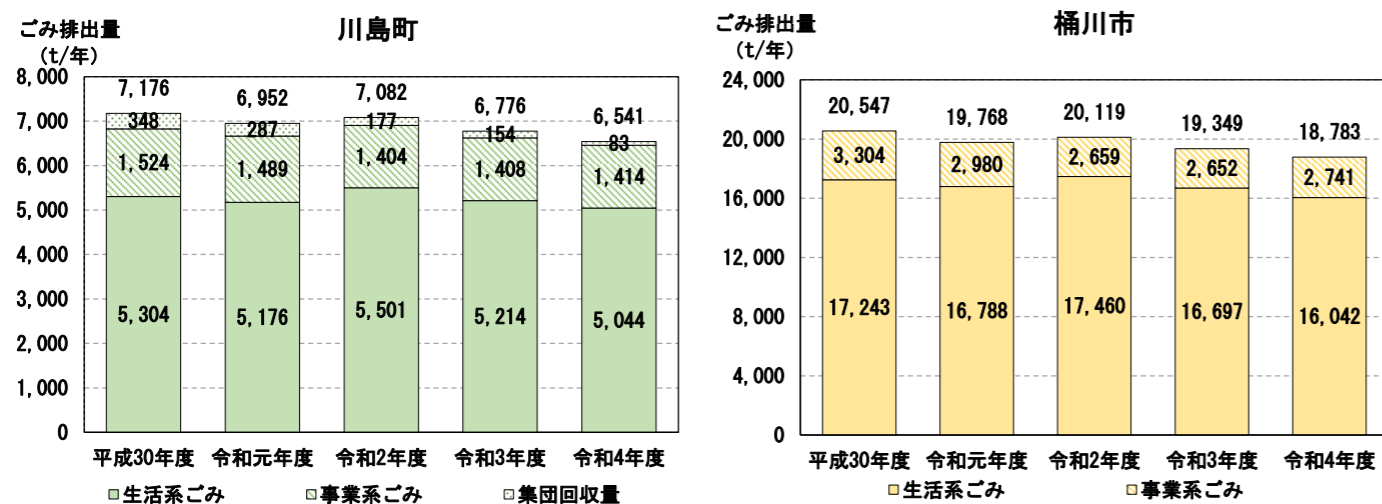
2. 基本方針

ごみの減量化・資源化に向けて、住民一人ひとりがこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、住民、事業者、行政が、それぞれの役割と協働の下に各種取り組みを進めていく、「4Rを意識した循環型社会の形成」を基本理念として定め、基本方針を次のとおりとします。

基本方針1	ごみの減量化の推進	食品ロス削減や生ごみ減量化等の推進 「ごみを出さない」ライフスタイルの定着
基本方針2	ごみの資源化の推進	プラスチックの資源化推進や資源化方法の拡充 排出時の分別徹底
基本方針3	持続可能な ごみ処理体制の構築	安全・安心で適正かつ環境負荷が少ないごみ処理体制の維持・整備 ごみ処理の広域化に向けた強靱なごみ処理体制の構築

3. ごみ排出量の現況

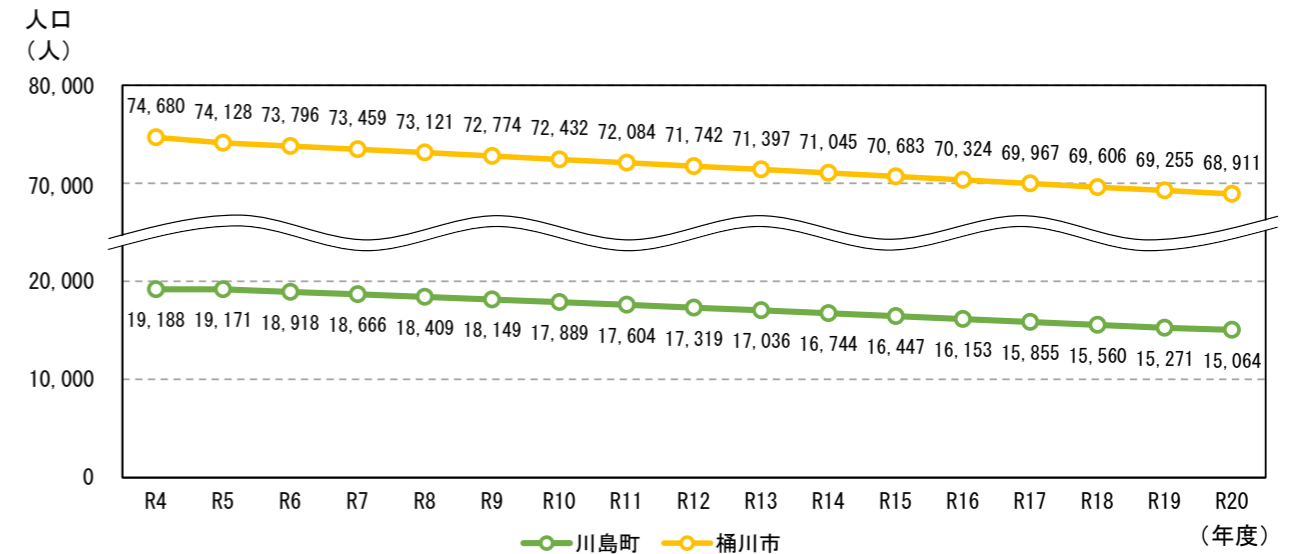
各市町のごみ排出量の現況について、次に示します。



4. 将来人口及びごみ排出量の推計

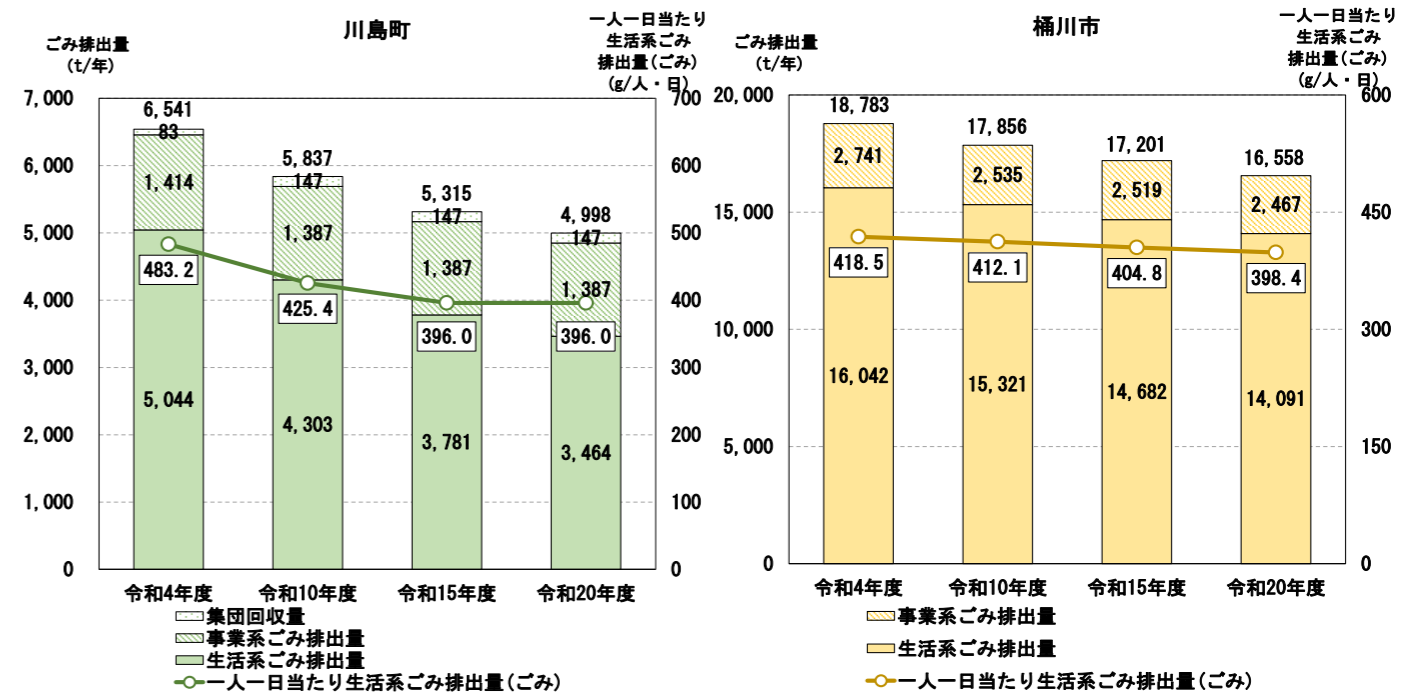
各市町の将来人口及びごみ排出量の推計について、次に示します。

●将来人口の推計



出典 川島町：第6次川島町総合振興計画の将来人口
桶川市：桶川市第六次総合計画の将来人口

●ごみ排出量の推計



なお、新ごみ処理施設整備基本構想では、本計画における令和15年度のごみ排出量の推計値をもとに、施設規模等を検討しています。

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 新ごみ処理施設整備基本構想について

1. 施設整備基本構想策定の趣旨

川島町と桶川市（以下「両市町」という。）は、ごみ処理施設の老朽化が課題となっていることに加え、新ごみ処理施設整備・維持管理コストの低減やごみ処理の効率化が求められていることから、両市町で広域化を推進し相互協力することで共通の課題を解決していくこととし、令和5年4月に川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置しました。

ごみ処理施設の広域化にあたり、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷やコストの低減を可能とする新ごみ処理施設整備に向けた基本的な考え方や方針を示した「新ごみ処理施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定し、今後、両市町では基本構想を指針として、計画的に施設整備や処理体制の構築を推進していくものとします。

2. 施設整備の基本方針

両市町における「ごみ処理基本計画」の基本方針や、国が示す「廃棄物処理施設整備計画」の考え方を踏まえ、新たに整備するごみ処理施設整備の基本方針を次のとおりとします。

- 循環型のまちづくりに寄与できる施設
- 環境負荷の低減が可能となる施設
- 安全かつ安定したごみ処理を推進できる施設
- 経済性に優れた施設

3. 整備対象施設及び施設規模

整備対象施設は、「直接処理を行うことが効率的なごみを除き、全てのごみが処理可能な施設」とする考え方を基本とし、ごみ分別区分の変更、直接搬入の利便性、単独リサイクル施設の整備、処理の効率性を鑑み、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を整備します。

また、新ごみ処理施設の施設規模は、両市町のごみ処理基本計画における推計値を考慮し、次のとおり設定します。

表1 新ごみ処理施設の施設規模

項目	施設規模	処理対象ごみ
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	69 t / 日	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、 可燃性残渣、災害廃棄物
マテリアルリサイクル 推進施設	20.7 t / 日	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、びん類、かん類、 ペットボトル、プラスチック、紙容器

4. 敷地範囲・搬入路

(1)敷地範囲

新ごみ処理施設は、川島町三保谷宿南地区内に整備を予定しており、敷地範囲については、施設規模から想定される必要面積や地域の意見等から、約5haを想定し、右に示す範囲を基本とします。

(2)搬入路

搬入路は、周辺住居への影響などを考慮すると、①日高川島線からの搬入路の整備、②敷地範囲の南東から堤防に沿った搬入路の整備の2案が想定されますが、交通安全面など地域の意見を反映して、②敷地範囲の南東から堤防に沿った搬入路を基本とします。今後、道路管理者や河川管理者と協議し、検討を進めていく必要があります。



図1 新ごみ処理施設の敷地範囲・搬入路

5. ごみ処理方式

可燃ごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設は、各処理方式の特徴、近年の導入事例、新たに整備する施設の規模などから、国内において最も実績があり、技術的にも安定した方式である「焼却方式（ストーカ式）」が適していると考えられるため、同方式を基本とします。

6. 余熱利用方針・防災機能

(1)余熱利用方針

余熱利用については、現時点で次の方針を基本とし、両市町にとって経済的な施設を整備します。また、近年余熱を利用した新しい技術により、事業を実施している自治体もあることから、技術の向上等を踏まえ検討します。

- ① 場内利用（熱利用、電力利用）は行うものとします。
- ② 場外への熱供給は原則行わないものとします。
- ③ 発電した電力は場内利用し、余剰電力はごみ処理事業に係る財政負担の低減にもつなぐことから、電力会社への売電を含め検討するものとします。

(2)防災機能

災害時には会議室等を開放して避難住民を受け入れられるよう非常食・飲料水等の備蓄品を備え、照明や冷暖房等の電源を確保することを基本とします。

7. 概算事業費

事業者へのヒアリング結果をもとに算出した現時点における概算事業費及び財源内訳を次に示します。

表2 事業者ヒアリングの結果

項目		ヒアリング結果（税込）		
		最大	最小	平均
概算建設費		約 264 億円	約 153 億円	約 198 億円
財源内訳	国庫	約 78 億円	約 44 億円	約 53 億円
	地方債	約 163 億円	約 95 億円	約 125 億円
	一般財源	約 23 億円	約 14 億円	約 20 億円

※循環型社会形成推進交付金を活用することを前提とします。

項目		ヒアリング結果（税込）		
		最大	最小	平均
概算運営費	20 年間	約 223 億円	約 131 億円	約 185 億円
	1 年間	約 11 億円	約 7 億円	約 9 億円

8. 施設整備スケジュール

新ごみ処理施設に係る施設整備スケジュール（案）を次に示します。

表3 施設整備スケジュール（案）

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
施設整備基本構想	→									
循環型社会形成推進地域計画		→								
測量・地質調査			→							
施設整備基本計画 PFI等導入可能性調査 生活環境影響調査			→	→						
都市計画決定・農振除外			→	→						
用地交渉・取得				→	→					
事業者選定					→	→				
搬入路及び造成の設計・工事				→	→	→	→			
新ごみ処理施設の設計・建設						→	→	→	→	→

ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想の町民コメント（川島町）、パブリックコメント（桶川市）の実施について

1 趣旨

ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想の策定にあたり、あらかじめごみ処理基本計画及び施設整備基本構想の案を公表し、住民から意見を募集し、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図るために実施する。

2 スケジュール

会議・議会等	日 程
(1) 第4回協議会	令和6年2月1日
(2) 3月議会 報告	令和6年2月～3月（予定）
(3) 町民コメント、パブリックコメントの期間	令和6年3月6日～4月4日
(4) 第5回協議会	令和6年5月上旬（予定）
(5) 6月議会 報告	令和6年6月（予定）

3 公表方法

ホームページ、広報

※広報は令和6年3月号に掲載

4 閲覧先

所管部署、ホームページ ほか

協議第8号

新一部事務組合規約の項目について

新一部事務組合規約の項目について、別紙のとおり協議する。

令和6年2月1日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯島和夫

規約協議5 議会の組織及び議員の選挙の方法について

1 県内一部事務組合（ごみ処理関係・構成自治体が2団体）の人口と議員定数の状況

県内の一部事務組合の状況（構成自治体が2団体を抜粋）（単位：人）

番号	組合名 (設立年月日)	人口 (令和5年4月1日)			各団体の議員定数			組合議員定数		
		自治体	人口	割合	自治体	定数	割合	自治体	定数	割合
1	蕨戸田衛生 センター組合 (昭和34年6月)	蕨市	75,195	34.6%	蕨市	18	40.9%	蕨市	10	50.0%
		戸田市	141,927	65.4%	戸田市	26	59.1%	戸田市	10	50.0%
		合計	217,122		合計	44		合計	20	
2	蓮田白岡衛生 組合 (昭和35年10月)	蓮田市	61,193	53.7%	蓮田市	20	52.6%	蓮田市	6	50.0%
		白岡市	52,721	46.3%	白岡市	18	47.4%	白岡市	6	50.0%
		合計	113,914		合計	38		合計	12	
3	久喜宮代衛生 組合 (昭和36年3月)	久喜市	150,740	81.9%	久喜市	27	65.9%	久喜市	9	64.3%
		宮代町	33,346	18.1%	宮代町	14	34.1%	宮代町	5	35.7%
		合計	184,086		合計	41		合計	14	
4	彩北広域清掃 組合 (昭和45年3月)	行田市	78,550	73.5%	行田市	20	55.6%	行田市	7	70.0%
		鴻巣市	28,387	26.5%	鴻巣市	16	44.4%	鴻巣市	3	30.0%
		合計	106,937		合計	36		合計	10	
5	朝霞和光資源 循環組合 (令和2年10月)	朝霞市	144,287	63.3%	朝霞市	24	57.1%	朝霞市	5	50.0%
		和光市	83,599	36.7%	和光市	18	42.9%	和光市	5	50.0%
		合計	227,886		合計	42		合計	10	
6	行田羽生資源 環境組合 (令和4年4月)	行田市	78,550	59.3%	行田市	20	58.8%	行田市	5	55.6%
		羽生市	53,917	40.7%	羽生市	14	41.2%	羽生市	4	44.4%
		合計	132,467		合計	34		合計	9	
7	上尾伊奈資源 循環組合 (令和5年4月)	上尾市	230,273	83.6%	上尾市	30	65.2%	上尾市	6	75.0%
		伊奈町	45,126	16.4%	伊奈町	16	34.8%	伊奈町	2	25.0%
		合計	275,399		合計	46		合計	8	

※「4 彩北広域清掃組合」の鴻巣市は旧吹上分の人口及び議員数としている。

○川島町・桶川市の合計人口は県内の一部事務組合（構成自治体が2団体）で最少である。

川島町 19,112人 桶川市 74,632人 合計 93,744人

○上尾伊奈資源循環組合の議員定数8人が県内の一部事務組合で最少である。

○議員1人に対する人口は1万～1.5万人が多くを占め、その平均値は約1.2万人である。

○各組合の議員の選出区分は、①均等割、②人口割、③議員定数割の方法で算出しているケースが多い。

2 議員定数（案）

県内の一部事務組合の状況や川島町・桶川市の人口規模を考慮し、議員定数は8人とする。

3 選出内訳（案）

一部事務組合議員の選出内訳は、①均等割、②人口割、③議員定数割の方法で算出すると、次のとおりとなる。

内訳方法	定数	内訳			人口・議員定数
		川島町	桶川市	割合	
① 均等割	8人	4人	4人	50 : 50	
② 人口割		2人	6人	25 : 75	川島町 19,112人 (20.4%) 桶川市 74,632人 (79.6%)
③ 議員定数割		3人	5人	37.5 : 62.5	川島町 14人 (42.4%) 桶川市 19人 (57.6%)

※議員定数8人とした場合

4 選挙の方法（案）

関係市町の議会においてその議会の議員のうちからこれを選挙するものとする。

規約協議 7 経費の支弁の方法について

1 これまでの経緯

令和3年度にまとめた「一般廃棄物の広域処理に関する勉強会報告書」では、全国的な事例から次のとおり整理している。

費用負担方法	概要
ごみ量割	市町村のごみ量（処理費及び維持管理費の場合、ごみ量の実績）に応じて費用を分担する。処理費及び維持管理費をごみ量割とした場合、費用負担割合を下げるために、各市町村で減量化や分別が促進される可能性がある。
人口割	市町村の人口に応じて費用を負担する。1人当たりのごみ排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。
均等割	全ての関係市町村が同じ割合で費用を負担する。関係市町村間で人口規模の違いが大きい場合、人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。
上記の負担方法の組合せ	費用の10%を人口割、90%をごみ量割というように、上記の負担方法を組み合わせ使用する。

また、令和4年度に実施した調整会議では、建設費の負担割合は人口割を基準とし、運営費の負担割合はごみ量割を基準とし、均等割を組み合わせた割合を協議会で決定するとしている。

2 基本方針

これまでの経緯をふまえて、期間ごとの経費の支弁に関する基本方針を次のとおりとする。

期間	基本方針
組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで（以下、建設費とする）	人口割を基準とし、均等割を組み合わせる
ごみ広域処理施設の供用開始の日以後（以下、運営費とする）	ごみ量割を基準とし、均等割を組み合わせる

3 近年設立した一部事務組合及び解散した埼玉中部資源循環組合の状況

組合名	負担割合
朝霞和光資源循環組合	(1) ごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで ①組合の運営経費 均等割 (100%) ②必要な用地の取得に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の建設に係る経費 人口割 (100%) (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後 ①組合の運営経費 均等割 (100%) ②必要な用地の取得に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費 搬入量割 (100%)
行田羽生資源環境組合	(1) 共同整備する施設の供用開始の日の属する年度末日まで 均等割 (20%) 人口割 (80%) (2) 共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の翌年度以後 均等割 (20%) 搬入量割 (80%)
上尾伊奈資源循環組合	(1) ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度末日まで ①議会の運営に係る経費 議員定数割 (100%) ②組合の運営に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費 均等割 (100%) ④ごみ広域処理施設の建設工事に係る経費 均等割 (20%) 人口割 (80%) (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の初日以後 ①議会の運営に係る経費 議員定数割 (100%) ②組合の運営に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費 均等割 (15%) 搬入量割 (85%)
埼玉中部資源循環組合	(1) 組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの 経費及び同期間内に借り入れた地方債に係る償還金 均等割 (10%) 人口割 (90%) (2) ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費 均等割 (5%) 人口割 (15%) 搬入量割 (80%)

川島桶川資源循環組合格約（案）

令和〇年〇月〇日
県指令地政第〇号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 議会（第5条－第8条）
- 第3章 執行機関（第9条－第13条）
- 第4章 経費（第14条）

附則

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、川島町及び桶川市（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設（組合設立の際現に関係市町が設置している施設を除く。）の整備及び稼働後の管理運営に関すること。
- (2) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に附帯する事務に関すること。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、川島町内に置く。

第2章 議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、●人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

川島町 ●人

桶川市 ●人

2 組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちからこれを選

挙する。

(組合議員の任期及び失職)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(組合議員の補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第9条 組合に、管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の協議により、関係市町の長のうちからこれを定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の職にある期間とする。

(管理者及び副管理者の職務権限)

第11条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有す

る者のうちからそれぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表に定める負担割合をもって関係市町が負担する。

- 2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 組合議員の選出その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

別表 (第14条関係)

発生期日	経費区分	負担割合
組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで	全ての経費	● ●
		● ●
ごみ広域処理施設の供用開始の日以後	組合の運営に係る経費	● ●
	ごみ処理に係る経費	● ●

備考

- (1) 組合の運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 議会費

イ 総務費

- (2) ごみ処理に係る経費とは、前号に掲げるもの以外のものをいう。
- (3) 人口割の基礎となる人口は、当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
- (4) ごみ量割の基礎となるごみの量は、当該会計年度の前々年度にごみ広域処理施設に搬入されたごみ量の実績とする。ただし、ごみ広域処理施設の供用開始初年度及び2年度については、各会計年度の前々年度の関係市町におけるごみ広域処理施設で処理の対象となるごみの処理実績による。
- (5) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後の負担割合については、10年毎に見直しを検討するため、組合と関係市町で協議するものとする。
- (6) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び関係市町において協議の上、別に定める。
- (7) 別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって償還金を按分する。